

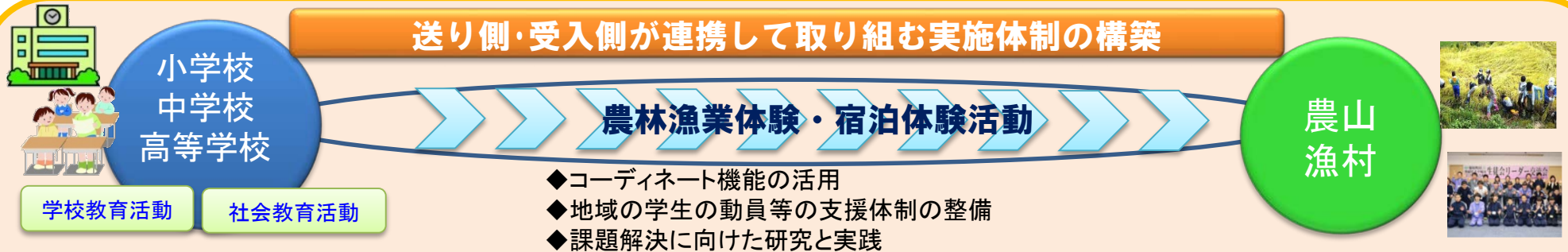
子供の農山漁村体験 (通称：子ども農山漁村交流プロジェクト) 支援施策について



総務省地域力創造グループ
地域自立応援課人材力活性化・連携交流室

- 農山漁村での宿泊体験や自然体験を通じて、学ぶ意欲や自立心、思いやりの心、規範意識などを育み、力強い子供の成長を支えるとともに、受入れ地域の活性化や交流による地域間の相互理解の深化に寄与。
- 子供の農山漁村体験交流の取組の拡大、定着を図るため、送り側・受入側の地方公共団体双方が連携して行う実施体制の構築を支援する事業を実施。また、継続的な実施体制の構築を目指す地方公共団体による「子供の農山漁村体験交流計画」策定を支援する事業を実施。
- 課題解消に向けた創意工夫の事例、国の支援施策等について情報を提供するとともに、関係者間のネットワークを形成するため、総務省、内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局、文部科学省、農林水産省、環境省の主催によるセミナーを開催。

送り側・受入側が連携して取り組む実施体制の構築



1 子供農山漁村交流支援事業

送り側・受入側双方が連携して宿泊体験活動の実施体制の構築に取り組む地方公共団体をモデルとして実証調査を行い、その事例やノウハウを横展開することにより、子供の農山漁村交流を推進。

【対象経費の例】

送り側	受入側
<ul style="list-style-type: none"> ・コーディネートに要する経費 ・スタッフを含む宿泊・体験施設等の使用料 ・バス借り上げ等の移動経費 ・指導者等への謝金 ・児童・生徒や指導者等に係る保険料 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・左記のほか、受入体制の整備に係る経費など

2 体験交流計画策定支援事業

長期間継続できる体制を構築するため、効果的な取組内容や、取組にかかる課題解決について研究・検討を行い、この活動に取り組む地方公共団体のモデルとなる「子供の農山漁村体験交流計画」策定を推進。

【対象経費の例】

・外部有識者等の旅費・謝金 ・研修・会議に要する経費 ・関係団体との調整に要する経費 ・外部研修受講に係る受講料、旅費 ・印刷製本費 等

3 子ども農山漁村交流プロジェクトセミナーの開催

子供の農山漁村体験の取組を拡大、推進するため、先進事例や課題解消に向けた創意工夫の事例、国の支援施策等について情報を提供するとともに、関係者間のネットワークを形成するためセミナーを全国各地で開催。

子ども農山漁村交流プロジェクトの地方財政措置

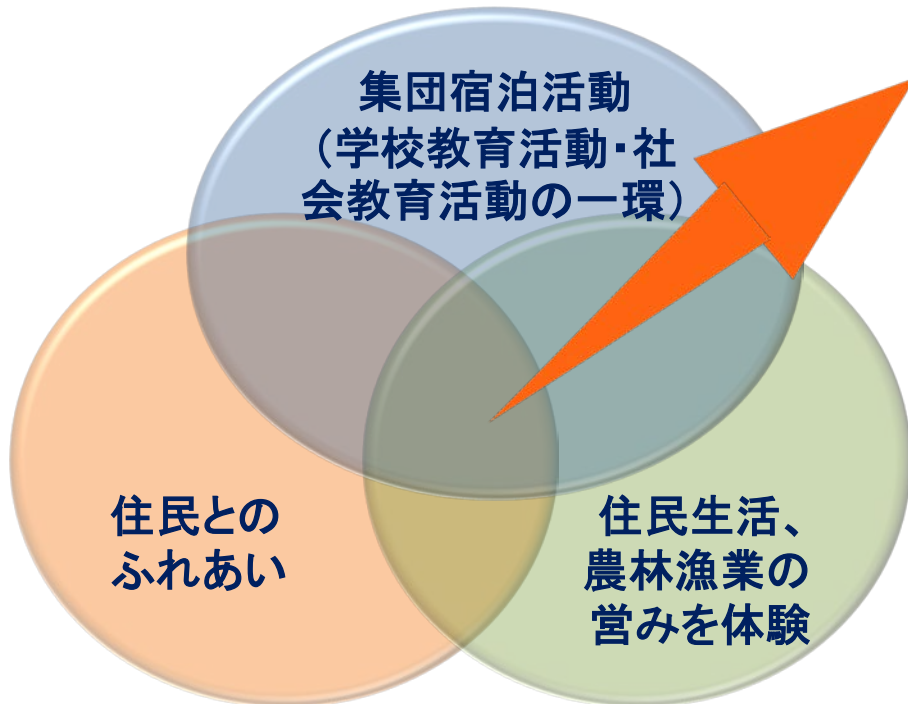
1 対象事業

子ども農山漁村交流プロジェクトについて、道府県・市町村は、地方財政措置（特別交付税措置）を受けることができます。次の要件を満たす「子どもの農山漁村交流プロジェクト」※1が対象です。

- ① 学校教育活動または社会教育活動※2の一環として実施される集団宿泊活動であること。
- ② 子供が受入地域の住民とのふれあいの機会が確保されていること。
- ③ 子供が受入地域の住民の生活又は農林漁業等の営みを体験する機会が確保されていること。

※1 「子供の農山漁村体験（通称「子どもの農山漁村交流プロジェクト」）における特別交付税措置等について（平成31年3月27日付け総行人第14号各都道府県担当部長あて総務省地域力創造グループ人材力活性化・連携交流室長通知）」に基づき実施した事業

※2 地方公共団体が主体となって実施したものに限る



ポイント

- 1泊2日以上 of 宿泊体験活動が対象
- 宿泊は民泊以外も対象
公的宿泊施設・民宿等も対象
- 同一市町村内の交流事業も対象
送り(学校)側・受入れ(農山漁村)側が同一市町村も対象

住民生活、農林漁業等の営みの体験の例

- ・農林漁業作業体験
- ・収穫物等を使っての地元料理づくり
- ・伝統芸能体験(子ども歌舞伎・地域のお祭り・神楽など)
- ・地域の高齢者に学ぶ民芸工作(わらじ・しめ縄など)

子供農山漁村交流プロジェクトの地方財政措置

2 対象経費

送り側地方公共団体及び受入側地方公共団体が負担する次の経費について、特別交付税の対象となります。
(市町村の負担に対して道府県が補助金等を交付した場合も対象となります。)

- ◆ 道府県、市町村推進協議会に要する経費
- ◆ 地域協議会(送り側・受入側)の運営に要する経費
- ◆ 小学校・中学校の集団宿泊活動に要する経費
 - 子供や教員に係る宿泊費用等の施設使用料
(当該経費が受入地域において支出されるものに限る)
 - 教員が行う事前調査や打ち合わせのための旅費
 - 事業のために要する借損料(バスその他の車輛や備品等の借上げ料等)
 - 子供や指導者(教員及びNPOスタッフその他事業に携わる者等を含む)に係る保険料
 - 事業のための資料作成費 など

ポイント

- 送り側・受入れ側双方の負担経費が対象
- 対象経費の上限なし
(ただし、コーディネーターの配置に要する経費は1協議会当たり200万円を上限)

3 仕組み

体験活動に要した経費の一定割合(1/2)が対象

